

ルールを守ってよりよい広告景観を

兵庫県では、快適な生活空間を創造する「さわやか県土づくり」を進めています。その運動の一つとして、屋外広告物条例を施行しています。まちの景観を美しく保つため、無秩序な屋外広告物の掲出はやめましょう。

◆屋外広告物とは

常時または一定の期間継続し、屋外で多くの人目に触れる場所へ掲出する看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板など。

◆屋外広告物の許可とは

屋外広告物を正しく掲出するには、一部の適用外広告物を除き、許可が必要です。

◆広告物を掲出する際の手続き

①許可申請

許可申請書を市役所都市開発課へ提出してください。新規の場合には広告物の掲出前まで、更新する場合は許可期間満了の30日前まで(期間が30日以内の場合は10日前まで)に提出してください。

②チェック

申請内容を確認します。

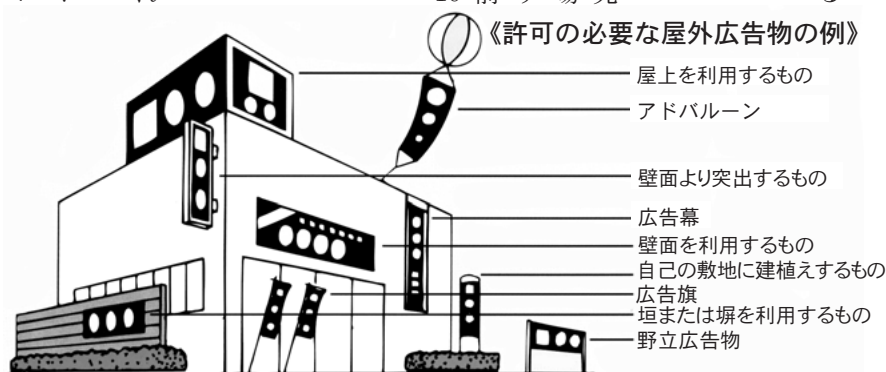
③許可

証紙(ステッカー)を発行します。

◆問い合わせ

屋外広告物の掲出を予定されている方は、市役所都市開発課(TEL 672・6127(直通)・672・3301(代表))までお問い合わせください。

《許可の必要な屋外広告物の例》



平成17年度就学義務猶予免除者等

中学校卒業程度認定試験

本認定試験は、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験で、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

■受験資格

- ① 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、平成18年3月31日までに満15歳以上になる者
- ② 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、平成18年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者

- ③ 平成18年3月31日までに満16歳以上になる者(①及び④に掲げる者を除く。)
- ④ 日本の国籍を有しない者で、平成18年3月31日までに満15歳以上になる者

■願書受付期間

平成17年8月22日(月)～9月9日(金)
(郵送は、9月9日(金)の消印有効)

■出願書類

- ① 認定試験願書・履歴書
- ② 戸籍抄本又は住民票の写し(日本国籍を有しない者については、外国人登録法の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書)1通(出願前6月以内に交付を受けたもの)
- ③ 写真2枚(出願前6月以内に撮影した

無帽・正面上半身のもの(5cm×5cm)

- ④ 市町村教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書(受験資格の①に該当する者に限る。)
- ⑤ 市町村教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類(受験資格の②に該当する者に限る。)

■願書受付

〈書面による出願〉

文部科学省に出願書類提出

〈オンライン手続きによる出願〉

- ① 認定試験願書及び履歴書は、文部科学省のインターネットのホームページに掲載される所定の画面に必要事項を入力の上、オンライン手続きにより提出する。
- ② 他の出願書類は、書面により文部科学省へ送付する。ただし、オンライン手続きで、電子データにより写真を提出することができる。

■試験期日 平成17年10月31日(月)

■試験場

兵庫県職員会館 〒650・0011
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
電話 078・221・3511

■問い合わせ

朝来市教育委員会学校教育課
電話 677・2115